

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-08		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子育て支援情報提供事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	片山		内線	3736	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-01	子育て支援情報提供事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	ホームページや子育てアプリ、紙媒体等により、子育て家庭が必要な情報を必要な時に、分かりやすく提供し、「知らなくて利用できなかった」という状況を解消していくことを目的とする。							
対象者等	主に就学前の子どもを持つ保護者等							
内容	①「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」の配付（共に平成19年度～） 令和4年度から「あらかわ子育ておでかけMAP」は、子育てアプリに統合 ②在宅育児家庭のイベント情報誌「あらかわきっずニュース」の発行（平成17年度～） 2ヶ月に1回発行 ③子育て関連情報を総合的に発信する「あらかわ子育て応援サイト」の構築・運営（平成20年12月開始） 25年2月、公園の施設案内をスマートフォン専用ページ「おでかけParkNavi」として開設 27年度からは区ホームページの再編にあわせ移行し、令和2年度からは区ホームページに機能を統合 ④子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始（平成30年度～）							
経過	平成17～19年度 子ども家庭支援センター事業費で「子育てマップ」を作成 平成20年度 「子育てマップ」を「子育てハンドブック」に統合したことに伴い本事業費で総合的に執行 平成21年度 子育て支援モニター等の意見を参考に「子育てハンドブック」を「子育て応援ブック」「子育ておでかけMAP」に分冊（同時配付） 平成20年度 子育て情報をリアルタイムに情報発信できるよう「あらかわ子育て応援サイト」を開設 平成20～25年度 子育てを楽しむ生活情報誌「あらかわ区報きっず」を年4回発行 平成24年度 スマートフォン用公園案内ページ「おでかけParkNavi」を開設 平成27年度 「あらかわ子育て応援サイト」を区ホームページに移行 平成30年度 スマートフォン用子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始 令和 2年度 「あらかわ子育て応援サイト」の機能を区ホームページに統合 令和 4年度 きっずニュースの冊子を電子版へ移行							
必要性	子育て支援施策を「知らなくて利用できなかった」という状況を解消するために、多様な方法により正確で豊富な分かりやすい子育て支援情報を提供することが必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 「子育て応援ブック」は令和4年度から委託契約。 「あらかわすくすく子育てアプリ」保守運用を業者委託。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	子育てアプリ登録者数	7,591	8,548	9,606	9,000	9,000	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		区民が、子育てに関する有益な情報を容易に入手できるようにするため重点的に推進する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,410	1,491	81	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,381	1,389	8		国庫支出金	1,161	926	▲ 235
		維持補修費	0	0	0		都支出金	290	231	▲ 59
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,451	1,157	▲ 294
		賞与・退職給与引当金繰入額	197	230	33		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,537	▲ 1,953	▲ 416
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,988	3,110	122	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,537	▲ 1,953	▲ 416
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,537	▲ 1,953	▲ 416	

備考

行政費用の物件費は、子育て応援ブックの作成や子育てアプリの運営委託経費である。

問題点・課題

- ・子育てアプリの幅広い活用を目指して、各関係所管と連携し、さらなる配信内容の充実を図る必要がある。
- ・あらかじめきつぷニュース電子版において、見やすく分かりやすい内容を発信していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関係所管と連携し、子育て施設情報を更新し、グーグルマップとリンクさせることでさらなる配信内容の充実を図る。	子育てアプリにおける子育て施設情報について、関係所管と連携し、最新情報の掲載及びグーグルマップの地図情報の更新を行った。	子育てアプリについて、引き続き関係所管と連携することで、配信内容及び子育て施設情報の充実を図っていく。
②	きっずニュースの内容向上のために、掲載部署と連携して、見やすく分かりやすい発行物を配信する。	きっずニュースでは、季節に応じた表紙等の編成を心掛け、子育て世帯がより閲覧したくなるような工夫を講じた。	きっずニュースについて、引き続き掲載部署と連携して、さらに見やすい・分かりやすい発行物となるよう作成していく。
③			

他区の寒
施状況

(実施	16	区	未実施	6	区	不明	0	区)
-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

大田、葛飾、北、江東、品川、杉並、墨田、台東、港、目黒は区が運営。中野、豊島、練馬、新宿、中央、文京は官民連携型で運営。

議 会 質 問 状
況（要旨）

平成30年度 6月会議	子育て支援サービスを積極的に配信できるアプリについて
令和 5年度11月会議	子育て支援アプリ「母子モ」の活用をした積極的な情報発信について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-09		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	産後支援ボランティア助成事業費		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	片山		内線	3736	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-05-01		産後支援ボランティア助成事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区産後支援ボランティア派遣事業費補助金			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	出産後間もない子ども（原則出産後6月以内の子ども）を養育する家庭において、養育が困難な場合、助産師・ボランティア等を派遣し、赤ちゃんの入浴の手伝い、買い物の手伝い等を実施するボランティア団体に対し、その運営費を補助し、産後家庭の子育ての負担軽減を図る。							
対象者等	産後支援ボランティアを継続して派遣できる団体 ※団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者							
内容	・実施団体 「35（産後）サポネットin荒川」 代表 藤田房江氏 共同代表 富山真美子氏 ・支援内容 赤ちゃんの入浴手伝い・外出付き添い・買い物代行・家事手伝い・ お母さんと赤ちゃんの健康相談など ・支援対象 出産後6ヶ月以内の育児困難家庭 ・支援方法 産後家庭への助産師・保育士・ボランティアの派遣による援助 ・利用時間 1回2時間以内 ・利用料金 派遣ボランティア1名につき500円 ・対象経費 ボランティア活動費等（派遣コーディネート、事務職員含む）・保険料・会議費等							
経過	平成16年10月 平成17年 3月 平成18年 4月 平成21年 2月 平成27年 4月	首都大学（東京都立大学）において子育てボランティア講演会・シンポジウムを開催 シンポジウムをきっかけに区民・学生による産後支援ボランティア（35（産後）サポ ネットin荒川）が始まり、同活動の支援を荒川区次世代育成支援行動計画に織り込む。 モデル事業として、事務局経費・保険料・事務局補助者経費を区が助成する目的で予算 を計上 事務局が荒川六丁目みんなの実家@まちやに移転したことにより、会場費は子育て交流 サロン経費で負担 事務局であるみんなの実家@まちやが、町屋5丁目に移転						
必要性	区内における出産直後の乳児及び母親を支援対象としたボランティア活動に対する補助の必要性は高い。こうした子育て支援のボランティア団体の育成につながっている。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ボランティア団体への補助事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 延べ利用者数	1,894	1,177	1,411	1,700	1,700		
	② 実利用者数	161	93	108	200	200		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		新生児の養育が困難なご家庭を対象とした子育て支援策として、虐待の未然防止を図るため、今後も事業を継続していく。				

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	ボランティア活動費	1,824	負担金補助等	ボランティア活動費	2,195	負担金補助等	ボランティア活動費	2,195
	派遣コーディネート経費	886		派遣コーディネート経費	1,151		派遣コーディネート経費	723
	事務職員補助	861		事務職員補助	1,006		事務職員補助	1,594
	事務費・会議費・保険料等	249		事務費・会議費・保険料等	261		事務費・会議費・保険料等	474
	利用者負担	-590		利用者負担	-871		利用者負担	-732

備考	行政費用は、運営団体への補助金である補助費等が大部分を占めている。前年度と比較した補助費等増加は、利用者数の増である。
問題点・課題	安定した事業運営のため、継続的なボランティアの人材確保・育成及びコーディネーター等に対する費用の見直しを検討をしていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	実施団体の意見を聴きながら、コーディネーター等の費用改定などにより、継続的・安定的事業運営ができるよう支援する。			コーディネーター等の費用を見直すことで継続的・安定的な事業運営を図った。また、団体20周年の節目における研修会を実施した。			引き続き実施団体と意見交換しながら、本事業の安定的な運営のために、人材確保に繋がる取り組みを実施していく。		
②									
③									
他 区 の 実 況 （ 要 質 問 状 ）	（実施 21 区			未実施 1 区			不明 0 区）		
議 会 （ 要 質 問 状 ）	令和2年度9月会議 対象期間の産後6ヶ月未満を延長するとともに利用時間（1日2時間）も延長すべき								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		10-01-10		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		ツインズサポート事業		部課名		子ども家庭部子ども・若者課		
				担当者名		片山		
				課長名		篠原		
				内線		3736		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-02		ツインズサポート事業				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度		根拠		荒川区ツインズサポート事業実施要綱、荒川区		
終期設定		☐ 有 ☒ 無 令和（ ）年度		法令等		産前産後支援ヘルパー派遣事業実施要綱		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		01 多様な子育て支援の展開				
目的		①多胎児を養育する家庭に対し、タクシーの料金及び在宅育児支援事業等の利用料を一部助成することにより、経済的負担を軽減することを目的とする。 ②多胎妊婦及び多胎児を養育する家庭に対し、産前産後支援ヘルパーを派遣し、妊娠、出産及び育児による心身の負担を軽減することを目的とする。						
対象者等		①タクシー利用料金・在宅育児支援事業等利用料金助成：荒川区民で当該年度4月1日現在、満5歳以下の多胎児を養育する家庭 ②産前産後支援ヘルパー派遣：多胎妊婦及び生後3年の前日までの多胎児を養育する家庭						
内容		①タクシー利用料金助成事業 助成対象 多胎児家庭の保護者が、多胎児とともに外出した際に利用したタクシーの利用料 助成額 利用料の金額 年額23,000円を上限 ②在宅育児支援事業等利用料金助成事業 助成対象 ファミリー・サポート・センター、一時保育、緊急一時保育、ショートステイ、産後支援ボランティア派遣、乳幼児一時預かり、病児・病後児保育の利用料 助成額 利用料の1/2 年額20,000円を上限 ※年度途中の出生・転入者は助成額を四半期に分けて設定し、四半期毎に5,000～6,000円ずつ減額 ③産前産後支援ヘルパー派遣事業 支援内容 区と契約を締結した事業者がヘルパーを利用者自宅に派遣し、育児及び家事の補助を実施 利用者負担額 1時間あたり300円※住民税非課税世帯は半額、生活保護受給世帯は免除						
経過		平成19年度 都バスで双子用ベビーカーが使用できないため、タクシー券配布事業として開始 平成21年度 タクシー券販売中止により補助制度に変更 平成28年度 在宅育児支援事業等の対象に、病児・病後児事業と乳幼児ショートステイ事業を追加 令和 2年度 荒川区ツインズサポート事業実施要綱改正。利用申請者の負担軽減のため、助成金交付申請書（請求書）の様式を変更。 令和 4年度 タクシー利用料金助成対象者を満2歳から満5歳まで拡充 荒川区産前産後支援ヘルパー派遣事業開始 多胎児家庭向けの子育て支援情報を掲載した「多胎児家庭応援ガイドブック」を発行 物価高騰によりタクシー利用料が改定されたため補助上限額を変更（増額分引上げ）						
必要性		多胎児家庭は妊娠、出産及び育児による心身の負担が大きいことから、負担軽減のための支援が必要である。						
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①タクシー利用料金・在宅育児支援事業等利用料金助成：申請は随時受付、四半期毎に支出 ②産前産後支援ヘルパー派遣：申請・利用承認後、委託事業者が利用者自宅へヘルパーを派遣						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	タクシー利用補助件数（延べ）	104	106	91	107	107	
	②	在宅育児支援事業等 補助件数(延べ)	21	14	12	30	30	
③	ヘルパー派遣利用件数（延べ）	66	62	550	72	72		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		多胎児を養育する家庭の負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

No2 (単位：千円)										
予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額			1,011	1,011	9,901	9,825	5,741	5,833	5,125	
決算額（8年度は見込み）			922	915	4,062	4,401	4,013	5,460	5,125	
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
	多胎児世帯数（事業対象）		98	123	115	122	125	126	105	
	タクシー利用補助件数（世帯数）		49	57	99	104	106	91	107	
	在宅育児支援事業等補助件数		27	20	16	21	14	12	30	
	ヘルパー派遣利用件数		-	-	53	66	62	550	72	
予算・決算の内訳										
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）				
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
需用費	多胎児ガイドブック	20	需用費	多胎児ガイドブック	20	委託料	産前産後家事・育児支援	3,120		
委託料	産前産後家事・育児支援	2,324	委託料	産前産後家事・育児支援	3,648	負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	2,005		
負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,669	負担金補助等	タクシー利用・在宅育児支援事業等補助	1,791					
(単位：千円)										
行政 コスト 計算 書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政 費用 用	給与関係費	830	1,228	398	行政 収入 入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,344	3,669	1,325		国庫支出金	2,009	1,500	▲ 509
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,009	1,499	▲ 510
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,669	1,791	122		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	4,018	2,999	▲ 1,019
		賞与・退職給与引当金繰入額	116	190	74		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 941	▲ 3,879	▲ 2,938
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	4,959	6,878	1,919		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 941	▲ 3,879	▲ 2,938
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 941	▲ 3,879	▲ 2,938
備考	行政費用の物件費は産前産後支援ヘルパー派遣事業の委託料であり、補助費等はタクシー利用料金や一時保育等の在宅育児支援事業利用料補助である。									
問題点・課題	・多胎児家庭が対象となる事業を理解し利用してもらうため、対象事業をわかりやすくまとめたガイドブックの周知を促進する必要がある。 ・本事業は複数事業で構成され、それぞれ対象者の要件、利用方法、対象期間等が異なることから、サービスの利便性を高めるための工夫が必要である。									
問題点・課題の改善策										
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	引き続きガイドブックを更新し、年度初めに対象者に送付する等、最新の支援情報の周知に努める。			ガイドブックを更新し、年度初めに対象者に送付することで、最新の支援情報を周知した。			ガイドブックについては隔年で更新し、必要な情報を漏れなく掲載できるよう関係所管と連携して作成していく。			
②	事業によっては国や都の動向に注視しながら、事業者の声や利用者のニーズ等の実態を把握する必要がある。			ヘルパー派遣事業について、事業者への土曜加算を新設したことで、利用者のニーズがあった土曜利用を増やすことができた。			引き続き、事業者や利用者からのニーズ等を丁寧に聞き取りながら、安定した事業運営を図っていく。			
③										
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)									
状況	・タクシー等利用の移動経費補助は千代田を除く21区。 ・家事・育児支援事業は22区。うち、世田谷区は多胎児養育家庭のみを対象									
議会要旨(質問状)	令和2年度9月会議 多胎児支援の「タクシー利用料金助成」における申請の簡略化について 令和3年度11月会議 多胎児世帯の移動手段の拡充について 令和4年度決特 多胎児世帯の「タクシー利用料金助成」の産前利用について 令和6年11月会議 多胎児や多子世帯への支援の推進について									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-14		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	片山		内線	3736	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-05-05	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業実施要綱・荒川区実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保育所・認証保育所等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「あらかわベビーステーション」という。）の設置を促進するとともに、あらかわベビーステーションを広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。							
対象者等	乳幼児を養育する家庭							
内容	区内の保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館など子育て関係施設のほか、主要な公共施設に、気軽に利用できる授乳・オムツ交換スペースを設置し、こうした設備が備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定し、利用を呼びかける。 また、民間施設や商業施設にも、設置費用の一部を補助することにより、こうした設備の設置を勧奨し、「民間版あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として顕彰するとともに、広く周知し、乳児を抱えた保護者の外出を容易にすることを側面から支援する。 なお、認定施設は、東京都の同様の事業「赤ちゃん・ふらっと」に登録を行い、併せてPRする。							
経過	平成21年1月 あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業開始 東京都において乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱制定 令和8年1月末 66カ所認定 ①区役所 ②ゆいの森あらかわ ③ふれあい館15館 ④区立図書館4館、図書サービスステーション ⑤区立保育園全園（汐入こども園含む）、小台橋、ドン・ボスコ、おひさま、南千住七丁目、上智厚生館、にじの森、町屋、南千住 ⑥私立幼稚園等（黒川幼稚舎、ワタナベ学園） ⑦子育て交流サロン（きらきら、みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館 等） ⑧その他（あらかわ遊園、町屋文化センター、アクト21、エコセンター、総合スポーツセンター、荒川さつき会館、アトリエ・コッポラ、はるな倶楽部、サンパール荒川、ふらっとにつぼり、ティムールフェルメール、八百バレエ教室、城北信用金庫、株式会社ドットエッジ 等）							
必要性	乳幼児のいる家庭が安心して外出を楽しめる環境を整備することは、子育ての孤立・負担感を解消するとともに楽しく子育てできるまちづくりのため、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	公共施設：設置認定 表示板の設置、施設改修、備品購入 民間施設：設置認定 表示板の設置、施設改修費・備品購入費補助							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ベビーステーション設置数	66	67	66	68	68	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を創出する事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	581	439	▲ 142	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	24	34	10		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	210	166	▲ 44		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	210	166	▲ 44		
		賞与・退職給与と引当金繰入額	81	68	▲ 13		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 476	▲ 375	101		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	686	541	▲ 145	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 476	▲ 375	101				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 476	▲ 375	101				

備 考	行政費用の物件費は、本庁舎を含む公立施設のベビーステーション用消耗品購入費、補助費等は民間施設の設置費用への補助である。
--------	--

- | | |
|---|--|
| 問 | ・乳幼児のいる家庭が気軽に利用できるよう、区内全域にわたり設置していく必要がある。
・「あらかわベビーステーション」をより一層広く周知する必要がある。 |
|---|--|

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ホームページやアプリ等により、基準を満たす設置施設の募集を引き続き行う。	ホームページ等でチラシを掲載し、ベビーステーションの設置施設の募集を行った。	ホームページやアプリ等で、設置施設の募集を行い、設置基準等をわかりやすく周知していく。
②	子育てアプリ等で最新の情報を配信すると共に、老朽化したステッカーやプレートを交換することで設置者の意識を高める。	子育てアプリでは最新の施設情報を配信した。また、老朽化したステッカーやプレートの交換を行い、事業周知の充実を図った。	引き続き子育てアプリにおいて施設情報を配信する他、他の周知方法を検討する。
③			
他 区 の 実 況	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 実施8区（墨田区、江東区、中野区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区） その他：都内1,655施設（令和7年12月現在）が東京都「赤ちゃんふらっと」として届出あり		
議 会 （ 要 旨 ） 状	令和元年度予特 ベビーステーションでもオムツ専用のゴミ箱を置くべき		

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		10-01-16		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		産後ケア事業		部課名		子ども家庭部子ども・若者課		
				担当者名		片山		
		課長名		篠原				
		内線		3736				
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-06		産後ケア事業				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 29（ 2017 ）年度		根拠		子ども・子育て支援法、荒川区産後ケア事業実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市		
		政策		03		子育てしやすいまちの形成		
		施策		05		親子の健康推進		
目的		産後ケアを必要とする産後における産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他の健康の維持及び増進に必要な支援を行うことにより、母子に対する支援体制を確立し、子育て支援の充実に資することを目的とする。						
対象者等		出産後1年以内で区内に住所を有し、産後ケアを必要とする者。						
内容		・実施内容(上限) 宿泊型（1泊2日～3泊4日）、日帰り型（4日）、訪問型（6回） ・ケア内容 ①産後における母体管理及び生活面の指導 ②乳房管理、乳房ケア ③授乳・沐浴指導 ④乳児の発達・発育相談 ⑤保健指導 ⑥食事の提供※訪問型は主に乳房ケアと相談を実施 ・区負担額 宿泊型：1日31,700円、日帰り型：1日22,500円、訪問型：1回6,500円 ・利用方法 利用者が事前に区へ申請を行い、承認を受けた後、実施施設に直接予約し利用。 ・実施施設 宿泊型:7施設、日帰り型:4施設、訪問型:5施設						
経過		平成29年度 荒川区産後ケア事業を開始（宿泊型、初産婦のみ対象） 平成30年度 対象者を拡大し、経産婦も利用可能とした。宿泊型に加え、日帰り型を開始。 令和元年度 訪問型（助産師が利用者自宅を訪問し、主に乳房ケアと相談を実施）を開始。 令和2年度 受入対象を産後4か月未満から申請により1～2ヵ月延長可能とした。 令和3年度 母子保健法の一部改正に伴い、対象期間を産後4か月から産後1年未満に延長し、訪問型の利用上限を3回から6回に拡大した。 令和5年度 区負担額の見直し（負担割合（区:利用者＝2:8）による算出から区負担額を定額に変更） 対象者について、産後支援を必要とする全ての産婦に拡大 令和6年度 利用料の所得区分の撤廃、多胎児加算の充実を導入 令和7年4月 産後ケア事業が「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられる。 令和8年度 区負担額の見直し						
必要性		産後間もない母子の支援策として、必要な事業である。						
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 必要な施設基準と出産及び産後のケアに関する技量を有し、人員体制を備えた病院・助産院等に委託して実施する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	宿泊型延べ利用日数	707	740	1,078	500	500	
	②	日帰り型延べ利用日数	138	154	264	80	80	
③	訪問型延べ利用回数	1,316	1,173	1,118	1,800	1,800		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		家庭内で孤立しがちな産後間もない母子の支援策として、重要な法定事業であるため、重点的に推進していく。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			10,935	12,508	18,052	26,696	29,751	44,052	47,891
決算額（8年度は見込み）			9,928	10,369	17,027	25,296	28,593	39,589	47,891
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	利用可能施設数		7	8	10	10	10	11	12
	延べ利用日数（宿泊型）		324	291	451	707	740	1,078	500
	延べ利用日数（日帰り型）		35	28	68	138	154	264	80
	延べ利用日数（訪問型）		416	761	1,291	1,316	1,173	1,118	1,800
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品費	9	需用費	消耗品費	11	需用費	消耗品費	14	
委託料	その他の委託料	28,584	委託料	その他の委託料	39,578	委託料	その他の委託料	47,877	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,733	3,158	▲ 575	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	28,593	39,589	10,996		国庫支出金	14,107	22,020	7,913
		維持補修費	0	0	0		都支出金	14,107	22,020	7,913
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	28,214	44,040	15,826
		賞与・退職給与と引当金繰入額	520	487	▲ 33		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,632	806	5,438
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	32,846	43,234	10,388		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,632	806	5,438
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,632	806	5,438		

備考	行政費用の約9割を業務委託料に当たる物件費が占めており、利用実績増により増加している。また、本事業は国や都の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金及び都支出金の行政収入がある。
----	--

問題点	・ 年々利用者数が増加している。今後も利用者のニーズに沿った事業内容となるよう、実施施設や保健所等の関係機関との連携を強化する必要がある。 ・ 新たな電子申請システムに移行したことに伴い、システムを円滑に利用できるよう管理・運用していく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	産後ケアのニーズの増加に対し、より利用者が使いやすい事業となるよう、関係機関との連携を図る。	利用者のニーズに沿うよう宿泊型の医療機関を増やした。また、事業者や保健所と連携し、きめ細やかな対応を行えるよう努めた。	引き続き医療機関の新規開拓に努めるとともに、各型の実施施設数を増やすなど事業内容の充実を図る。
②	新システムでの電子申請の開始に伴い、不具合等、発生した場合は迅速に対応する。	Logoフォームシステムにおける電子申請について、利用者からの声を随時反映させることで、より使いやすいフォームに設定できた。	Logoフォームシステムにおける電子申請を更に周知するとともに、管理・運営方法を工夫する。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施		22	区	未実施		0	区	不明		0	区)

況 議 会 質 問	平成31年度予特 令和5年11月会議 令和6年 9月会議	産後ケア事業の周知を図るべき 産後ケア事業の拡充・誰もが使えるフレキシブルな制度の確立 産後ケア事業の周知徹底と、宿泊型サービスの利用上限の拡大について
-----------------------	------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-17		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	地域子育て交流サロン事業（子ども・若者課）		部課名	子ども家庭部子ども・若者課	課長名	篠原		
			担当者名	片山	内線	3736		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-06-01	地域子育て交流サロン事業（子ども・若者課）						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 6	（ 1994 ）	年度	根拠	荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱・東京都子育てひろば事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。							
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者							
内容	・事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進②子育て等に関する相談、援助の実施③地域の子育て関連情報の提供④子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上実施 ・子育て支援課所管のサロン（一般型）①直営：きらきら ②補助：ドン・ボスコ、小台橋、みんなの実家@まちや、ami-ami、ilonaおやこの縁側、子ども村ふぁみ〜る、らぶゆあせるふ、えん、Coco-ogu、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館、おぐぎんざおもちゃ図書館（出張：おたけの郷、尾久のはらっぱらっぱ、ilonaトコトコ） ・他課所管のサロン 一般型：ゆいの森あらかわ 連携型（保育園・こども園）：汐入こども園・日暮里・熊野前・南千住駅前・南千住七丁目・にじの森 都単独型：ひろば館2か所、ふれあい館15か所							
経過	平成6年 地域子育て交流サロン 事業開始 平成28年 「子育て交流サロン配置の基本的方針」の策定 出張サロン（一般型のサロンが別の場所に週1回、5時間程度実施）の開設							
必要性	子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図る在宅育児支援として大きな役割を果たしており、必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 直営サロンの運営及びサロン運営団体への補助							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	地域子育て交流サロン全来所者数	67,305	78,016	71,274	100,000	100,000	ゆいの森を除く親子利用者
	②	地域子育て交流サロン設置数（力所）	19	20	20	20	20	
③	地域子育て交流サロン（出張型）開設数（力所）	4	4	4	3	4	開設地域（町屋、西尾久）	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
重点的に推進	重点的に推進		子育ての楽しさを共有すると共に、在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		77,814	105,100	110,251	108,027	134,820	151,587	177,947
決算額（8年度は見込み）		73,982	101,833	108,881	103,986	130,643	146,684	177,947
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	利用者数（きらきら・ゆいの森除く）	38,087	42,169	53,460	61,779	71,646	66,377	100,000
	利用者数（きらきらサロン分）	7,965	7,523	6,983	5,526	6,370	4,897	7,377
	サロン設置数	16	18	18	19	20	20	20
	出張サロン数	3	3	4	4	4	4	3

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	60	報酬	会計年度任用職員報酬	2,786	報酬	会計年度任用職員報酬	5,551
報償費	育児講座講師謝礼	348	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	811	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	2,227
需用費	サロン用絵本購入等	284	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	517	共済費	会計年度任用職員報酬社会保険料	1,207
委託料	会計年度任用職員の採用前健康診断実施委託	11	報償費	育児講座講師謝礼	318	報償費	育児講座講師謝礼	468
負担金補助等	サロン運営費補助	129,940	旅費	費用弁償	133	旅費	費用弁償	262
			需用費	サロン用絵本購入等	327	需用費	サロン用絵本購入等	357
			負担金補助等	サロン運営費補助	141,793	負担金補助等	サロン運営費補助	167,776

(単位: 千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	19,116	16,139	▲ 2,977	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	295	459	164		国庫支出金	50,058	53,190	3,132		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	50,207	53,323	3,116		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	130,288	142,111	11,823		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	56	51	▲ 5		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	100,321	106,564	6,243		
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,657	1,932	▲ 725		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 52,035	▲ 54,077	▲ 2,042		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)			152,356	160,641	8,285	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 52,035	▲ 54,077	▲ 2,042
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 52,035	▲ 54,077	▲ 2,042	

備考	行政費用のうち8割以上をサロン運営費補助である補助費等が占めている。行政収入その他は、一時預かりの利用料収入である。
----	--

問題点	在宅で育児をしている保護者の孤立化の防止や子育ての不安や悩みを解消するため、子育て交流サロン職員の相談対応力向上や、サロンと保健所及び子ども家庭総合センターとの連携を強化していく必要がある。また、子育て家庭を地域で支えるような取組を推進していく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	サロン間や保健所及び子ども家庭総合センター等関係機関と連携を図り子育て家庭を地域で支える取組を推進していく。	サロン連絡会では保健所及び子ども家庭総合センター等の関係機関が参加することで、サロン職員との連携の場を設けた。	引き続き、サロンと関係機関及びサロン同士の連携体制を構築し、サロン事業の充実を図っていく。
②			
③			

[illegible]

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-18		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	大山		内線	3861	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-07-01	子育てボランティア団体育成支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援する仕組みを作る。							
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を養育する子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）							
内容	補助事業 ・対象となる事業・活動 ①子育て支援事業：就学前の児童を養育する子育て家庭に対して行う交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会等の実施 ②子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動 ・補助対象経費：事業・活動実施に必要な消耗品、玩具購入経費や会場費、専門的な相談や講座を実施する際の講師謝礼、保険料等 ・補助限度額：運営費 25万円／年 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ） ・補助団体：汐たま（南千住8丁目）							
経過	平成18年 3月 尾久主任児童委員による双子の会月 1 回開催 平成21年 4月 「ツインズIN荒川」多胎育児家庭のひろばを年 4 回開催 平成21年10月 「双子の会IN汐入」多胎育児家庭のひろばを年 4 回開催 平成22年 2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月 1 回開催（22年9月から月 2 回） 平成22年 4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定 令和 4年 3月 運営団体の規模縮小により、サニーサイドの補助事業を終了							
必要性	子育て家庭を地域で支え、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育て支援ボランティア団体の支援は重要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ボランティア団体への補助事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 助成団体数	1	1	1	1	1		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	子育てに関するボランティア団体の支援は必要な事業であることから、継続的に実施していく。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	249	263	14	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	125	125	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	250	250	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	125	125	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	35	41	6		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 409	▲ 429	▲ 20
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	534	554	20		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 409	▲ 429	▲ 20
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 409	▲ 429	▲ 20			

備考	行政費用の補助費等は、子育て支援ボランティア団体への補助である。行政収入については、都費補助による歳入がある。
----	---

問題点・課題	団体と意見交換をしつつ、ボランティア活動支援を図る必要がある。
--------	---------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	団体と連携して、ボランティア活動支援を充実していく。	活動日に訪問し、団体スタッフと直接相談できる場を設けたことで、活動支援の充実を図った。	引き続き、団体からの提案・意見をくみ取り、ボランティア活動が充実できるよう支援していく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学習支援事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	佐々木		内線		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-08-01	学習支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	荒川区学習支援事業実施要綱					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	荒川区学習支援事業実施要領					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	子どもたちが自由に学習できる環境を整えとともに指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。							
対象者等	小学校5年生から中学校3年生まで							
内容	・実施日 毎週 月、水、金曜 ・実施時間 小学生16：30～18：00、中学生18：15～19：45 ・実施場所 生涯学習センター（教育センター研修室） ・利用負担 負担なし ・実施体制 コーディネーター3名、指導員10名程度を配置。 コーディネーターは、指導員の出勤日の調整、教材等の準備、全体の統括を行う。 指導員（学生ボランティア等）は、児童からの相談を受けたり、学習指導を行う。							
経過	平成24年6月 事業開始							
必要性	家庭環境等により学習の機会が不足や基礎学力の向上を要する子ども等をサポートするために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） コーディネーター及び指導員を配置							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	1日平均利用児童・生徒数（人）	8.5	13.4	9.1	20	20	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
重点的に推進		重点的に推進	個別に学習相談や指導を行うことで、子どもの自立を促している。子どもの貧困対策のために重要な事業であるため、重点的に推進していく。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の約8割を学習ボランティア報酬費等の補助費等が占めている。

- ・一人で学習することが困難な子どもに対応するため、より多くの指導員を確保する必要がある。
- ・学習支援を必要とするより多くの子どもたちに利用してもらうための工夫が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	指導員の確保のために、ボランティア経費について見直しを行う。	ボランティア経費を増額したことにより、ボランティアを適切な人数配置し、多様な子どもたちへの対応を行うことができた。	引き続き指導員確保に努め、一人で学習することが難しい子ども等へのきめ細やかな対応ができるよう努める。
②	引き続き関係部署等に事業の趣旨を周知し、基礎的な学習内容の習得に支援が必要な子どもを学習支援事業につなげる。	校長会に参加し事業内容を周知する等、教育委員会等と連携し、支援が必要な子どもへの周知を図った。	関係部署と連携し、事業内容の周知を行うことで学習支援を必要とする子どもたちを学習支援事業に繋げる。
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
		○生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業（足立区、大田区、墨田区、練馬区、葛飾区、千代田区、中野区、杉並区、港区、文京区、台東区、江東区、北区、板橋区、渋谷区、目黒区）○ひとり親世帯の子どもを対象とした学習支援事業（江戸川区、品川区、新宿区、世田谷区、中央区、豊島区）

議 決	令和2年度決特 「放課後の児童に対する支援」民間事業者も活用した支援の充実を図るべき
-----	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子どもの居場所づくり事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	佐々木		内線		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-09-01	子どもの居場所づくり事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業費補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	地域の力を生かした子どもの居場所づくりを進めていく観点から、本事業を行う団体に対して、その実施経費の一部を補助することにより、民間による子育て支援事業を促進し、もって児童福祉の向上と子育て支援の充実を図る。							
対象者等	区内在住の18歳以下で、主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子ども及びその家庭							
内容	- 子どもの居場所づくり事業（対象：支援を要する子ども） 対象の子どもに対し、居場所事業、学習・体験事業又はアウトリーチ事業を、年間を通じて行う。 - 子ども食堂事業（対象：主に支援を要する子ども及びその家庭） 対象の子どもに対し、子どもが集い、交流の場の提供及び交流の促進に関する事業や食事を調理し提供する事業を一体として実施し月1回以上の割合で行う。 - 子どもの居場所づくり地域支援強化事業（対象：支援を要する子ども） 子どもに対する学習支援及び保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子どもと保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上及び地域全体で子ども及び家庭を支援する環境の整備を目的として行う。							
経過	平成27年4月 事業開始 平成28年4月 事業内容・補助基準額の充実 平成29年度 子ども食堂事業補助を創設 令和 4年度 子ども居場所づくり事業において、アウトリーチ事業を開始 令和 6年度 子ども居場所づくり事業において、より幅広い団体への支援を可能とするために補助要件を緩和（食事提供任意に緩和） 子どもの居場所づくり・子ども食堂実施団体へ、ふるさと納税制度を活用した支援金支給を開始 令和 7年度 子ども居場所づくり活動団体の中で中心的役割を果たす団体に対し、子どもの居場所づくり地域支援強化事業として新たな補助を開始							
必要性	生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、不登校の子どもなど支援を必要とする子どもを対象に、食事の提供や学習支援を行う団体を支援することは、子どもが健全に成長し自立する上で必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業実施団体への補助事業							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	子どもの居場所づくり事業・子ども食堂事業補助団体数	14	16	18	18	20	R5年度より新型コロナウイルスの影響で1団体活動休止。
	②	子どもの居場所づくり事業参加（登録）人数	159	241	162	180	180	年度末時点の登録実人数
③	子どもの居場所づくりの満足度（%）	70	91	71	76	76	居場所に参加して良かったと感じる子どもの割合	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子どものために必要な事業であること、及び、中高生支援の充実を図る事業であることから、重点的に推進していく。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		17,317	16,615	20,879	16,898	25,943	55,165	53,966
決算額（8年度は見込み）		9,896	10,514	14,070	14,220	19,944	43,471	53,966
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	子どもの居場所づくり事業補助団体数	7	7	7	7	8	8	9
	子どもの居場所づくり事業延利用人数	4,691	5,095	6,303	6,676	8,273	5,624	9,500
	子ども食堂事業補助団体数	7	7	6	7	8	10	9
	子ども食堂事業延利用人数	715	1,331	1,529	1,907	2,361	2,172	2,500

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	1,688	報酬	会計年度任用職員報酬	1,780	報酬	会計年度任用職員報酬	1,805
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	501	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	702	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	720
旅費	費用弁償	89	旅費	費用弁償	67	旅費	費用弁償	68
負担金補助等	事業補助金	17,666	負担金補助等	事業補助金	40,922	負担金補助等	事業補助金	51,373

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,550	6,839	▲ 711	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	90	67	▲ 23		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	7,149	22,174	15,025
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	17,666	40,922	23,256		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	7,574	8,195	621
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	14,723	30,369	15,646
		賞与・退職給与引当金繰入額	781	709	▲ 72		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,364	▲ 18,168	▲ 6,804
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	26,087	48,537	22,450		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,364	▲ 18,168	▲ 6,804
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,364	▲ 18,168	▲ 6,804		

備考	行政費用のうち約8割を実施団体への補助金にあたる補助費等が占めている。令和7年度、補助費等が大幅に増加している理由としては、子どもの居場所づくり地域支援強化事業費補助の開始によるものである。また、行政収入の「その他」はふるさと納税制度を活用した寄附金による収入である。
----	--

問	・支援を必要とする子どもが、適切に子どもの居場所・食堂につながるよう、子ども家庭総合センター等の各関係機関との連携強化が必要である。
---	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域における各活動団体間の連携体制強化や、支援が必要な子どもに加え保護者を含めた包括的な支援を進めていく。	地域における中心的な役割を果たす活動団体が各団体間の連携体制を強化させる取り組みを開始し、それに対し支援を行った。	引き続き、活動団体が実施する地域連携の強化に対する取り組みに対し支援を続けていく。
②	食事の提供方法について、支援を要する子どもと親の状況を把握するため、会食での実施を推進していく。	会食での実施または会食のための体制づくりを推進した。会食により、子どもと親の状況把握が行われた。	各団体の活動内容や実施状況に合わせて、引き続き会食の実施を推進する。
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	社会福祉協議会が実施する補助金や基金による補助金を含む。			

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和2年度2月会議	学習支援を行っているボランティア団体へ教員免許資格のある人材を派遣すべき また、区としてしっかり支援をしていくべき
	令和4年度6月会議	原油価格・物価高騰に伴う子ども食堂等への支援をすること
	令和5年度9月会議	居場所づくり事業への更なる支援の充実を図ること
	令和6年度6月会議	活動を継続的かつ安定的なものにするために、区の支援をさらに充実する必要がある

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		10-01-36		戦略プラン		○ 協働		● 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名		こども家庭センター		部課名		子ども家庭部子ども・若者課		課長名		篠原			
				担当者名		片山		内線		3736			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-17-01		こども家庭センター事業費									
事務事業の種類		○ 新規事業		（ ○ 8年度 ○ 7年度 ）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業					
開始年度		平成 31		（ 2019 ）		年度		根拠		母子保健法第22条、児童福祉法第10条			
終期設定		○ 有 ● 無				（ ）		年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内		● 都基準内		○ 区独自基準		計画区分		○ 計画		● 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市							
		政策		03		子育てしやすいまちの形成							
		施策		01		多様な子育て支援の展開							
目的		育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代の安心感の醸成を図るため、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談等に対応するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築する。											
対象者等		区内に住所を有する全ての妊産婦、子育て世帯、子ども											
内容		荒川区こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期の各期における切れ目のない以下の支援等を提供する。また関係部署と連絡会を実施の上、連携を図る。 ①妊娠期（健康推進課・子育て支援課） - 妊娠届出書提出時にすべての妊婦を対象に保健師等専門職による妊婦面談（ゆりかご面接）実施 - アプリによる子育て支援情報の発信 ②出産・新生児期・乳幼児期（健康推進課・保育課・子育て支援課・子ども家庭総合センター） - 産後ケア事業等各種事業のほか、予防接種・健康診査の実施 - 保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対し、各家庭の希望や状況に合う保育情報の紹介 ③学童期・思春期・青年期（子育て支援課・子ども家庭総合センター） - 子どもと家庭に関する相談に関し、状況に応じた専門的かつ総合的な支援を実施											
経過		平成28年5月 児童福祉法等の一部を改正する法律 成立 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化される。 平成29年4月 改正母子保健法施行 区市町村の子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となる。 平成31年4月 荒川区子育て世代包括支援センター（直営）を設置 令和 4年6月 児童福祉法等の一部を改正する法律が成立（令和6年4月施行）し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置が努力義務となる。 令和 6年4月 児童福祉法改正により子育て世代包括支援センター事業からこども家庭センター事業へ移行。											
必要性		妊娠期から子育て期までを継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を行うために必要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 関係所管課において、定期的に情報共有及び意見交換し、連携することにより切れ目のない支援を実施											
指 標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)					
	①	荒川区子育て世代包括支援センター連絡会の開催		12	—	—		—					
	②	こども家庭センター連絡会の開催		—	12	12	12	12	月1回開催。令和6年度に子育て世代包括支援センターから移行。				
③													
事務事業の分類			分類についての説明・意見等										
8年度		9年度											
重点的に推進		重点的に推進		妊産婦又は児童を養育する保護者等に対し、切れ目のない支援を行うことは必要であり重点的に推進する。									

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の大半を給与関係費が占めている。本事業は国や都の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金及び都支出金の行政収入がある。

・ 妊娠期から出産及び子育て期にわたり多様なニーズに応えられるよう、きめ細やかな支援が必要である。

・ 母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として開設したこども家庭センターにおいて、妊産婦及び子育て世帯に適切な支援が行えるよう、関係機関等と定期的な情報共有を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子育て期における支援について、妊娠期からの切れ目のない支援となるよう他課との連携を強化する。	子ども家庭総合センター及び健康推進課と関連事業に係る情報連携を図り、支援体制を強化した。	引き続き、こども家庭センターとしての連携を継続し、関係部署との包括的かつ計画的な支援の実施を行う。
②	母子保健と児童福祉の両機能がより一体的に機能するよう、更に調整を進める必要がある。	月に一度こども家庭センター連絡会を開催し、母子保健と児童福祉の両機能における活発な情報共有を行った。	母子保健機能と児童福祉機能が一体的に切れ目のない包括的で継続的な支援ができるように更に連携を強化する。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)			
	板橋、港、大田、練馬、新宿、世田谷、台東、江戸川、墨田、杉並、豊島、中野、北、文京、目黒、渋谷、品川、中央、江東			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課	課長名	篠原		
			担当者名	片山	内線	3736		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-05-03		託児サポーター					
	01-10-01		ファミリー・サポート・センター事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠	子育て援助活動支援事業実施要綱、荒川区ファミリー・サポート・センター・事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者により構成される会員組織で、会員相互の援助活動を実施することにより、仕事と育児の両立のための環境整備及び地域の子育ての支援を目的とする。また、託児サポーター事業においては子育て家庭の社会活動への参加促進を目的とする。							
対象者等	【ファミリー・サポート・センター事業】満6か月から小学6年生までの児童 【託児サポーター事業】概ね6か月から小学3年生までの児童 ※援助を行う者は、保育士等の有資格者または協力会員養成講座を修了した者等							
内容	【ファミリー・サポート・センター事業】 ・ファミリー・サポート・センターの設置：会員登録、利用会員と協力会員の調整、講習会の開催等 ・相互援助活動：園や学校への送迎、園等の始業時間前又は終業時間後の対象児童の預かり等 ・報酬：利用会員は協力会員に直接（午前9時～午後5時720円/時、左記以外の時間帯840円/時）支払う 【託児サポーター事業】 ・事務局の設置：利用団体及び託児サポーター登録、会員相互の調整、広報活動等 ・相互援助活動：区・民間団体等（利用団体）から利用の申込みがあった場合、事務局が託児サポーターと調整の上、託児場所において一時的に預かるサービスを提供 ・報酬：利用団体は託児サポーターに直接現金（1,240円/時）で支払う							
経過	平成 9年度	エンゼルプラン策定、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラム中の「地域における育児相互援助活動の支援」事業化						
	平成10年9月	福祉公社の自主事業として開始						
	平成11年4月	厚生労働省補助事業として再編・実施						
	平成12年度	福祉公社廃止に伴い荒川区社会福祉協議会に事業委託						
	平成14年4月	従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども開始						
	平成19年11月	託児サポーター事業開始						
		社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられる						
	平成27年4月	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）						
	※令和5年度から託児サポーター事業を本シートに統合した。							
必要性	核家族化が進む中で地域で互いに支え合う相互援助活動として、また、利用者の意向に基づき場所や時間を問わず利用できるサービスとして継続する必要がある。託児サポーター事業においては、子育て家庭の社会活動への参加を促進するため必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区社会福祉協議会に委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	ファミリー・サポート・センター事業活動回数	5,381	6,569	5,773	6,000	6,000	
	②	託児サポーター事業派遣回数	106	100	85	125	125	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	地域における育児の相互援助活動を推進する事業であるため、継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	830	877	47	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	16,026	17,076	1,050		国庫支出金	4,879	5,207	328
		維持補修費	0	0	0		都支出金	4,879	5,207	328
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9,758	10,414	656
		賞与・退職給与引当金繰入額	116	135	19		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,214	▲ 7,674	▲ 460
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	16,972	18,088	1,116		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,214	▲ 7,674	▲ 460
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,214	▲ 7,674	▲ 460		

行政費用の大半は業務委託料に当たる物件費が占めており、国庫補助及び都費補助による歳入がある。

問題点	・協力会員を安定的に確保するとともに、協力会員の質の向上を図るため継続的に研修を実施していく必要がある。 ・会員登録機会の回数・実施日・方法について事務局と適宜連携をとり、サービスの利便性を高めるよう努めていく。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	定期的に研修等を実施することで協力会員の質を恒常的に保つ。SNS等を活用して、継続的に協力会員の確保に努める。	協力会員養成講座を年5回実施し、協力会員に対し保育や普通救命等の研修を実施した。	引き続き、区報や区SNSを活用して、協力会員の確保に努めるとともに、研修を実施することで協力会員の質を安定的に保つ。
②	事務局と連携の強化や、サービスの利便性の向上について検討を行う。	事務局と意見交換の場を設けた。また、その話し合いを受け、さらなるサービス充実に向けて会員アンケートを実施した。	会員アンケートの結果を踏まえ、さらなるサービス充実に向けて検討を進める。
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)			
	※託児サポーター事業においては、他区について、区イベント等のための託児サービスは実施しているが、託児サポーター事業を実施しているのは当区のみ。			

況	議	令和元年度2月会議	在宅育児家庭訪問事業の早期実施、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促すための仕組みづくりを実施すること
（要旨）	質問	令和5年度2月会議	協力会員の量と質の確保、利用会員の登録のための説明会についての見直し等、制度をさらに広げて取り組みをすること
状		令和7年度9月会議	協力会員の報酬引き上げと、利用会員の利用料金負担軽減の取り組みをすること

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-01-54		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	親子ふれあい入浴事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	大山		内線	3861	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-07	親子ふれあい入浴事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区親子ふれあい入浴事業補助要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	令和	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	家庭内では経験できない親子のふれあいの場として銭湯入浴の場を提供することで、家族のコミュニケーションの円滑化と地域での子育て支援に資することを目的とする。							
対象者等	荒川区親子ふれあい入浴事業…荒川区内の中学生以下の子どもと保護者							
内容	親子ふれあい入浴 ・事業実施時期 年6回（6月～11月）実施。開催日は原則として開催月の第三土曜日 ・対象浴場 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部に加盟する浴場 ・補助交付団体 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部 （1）事務処理に要する補助 1浴場につき1回の実施に当たり5千円（22年度～）とする。 （2）浴料の割引を行った場合の当該割引相当額 （3）補助事業の宣伝広告等を行った場合は、当該宣伝広告等に要した経費（限度額10万円）							
経過	平成19年 荒川区親子ふれあい入浴事業補助を開始 平成21年 区民が家族のコミュニケーションを密にし、親子のきずなを深める契機とするため、 毎月第三土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定 令和 6年 荒川区親子ふれあい入浴事業について、対象を小学生から中学生まで拡大							
必要性	地域での子育て支援を応援するため、地域資源である公衆浴場の振興に寄与している。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ふれあい入浴：交付申請→交付決定→入浴料補助							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	ふれあい入浴 参加親子（延べ人数）	4, 829	5, 742	6, 562	13, 000	13, 000	令和6年度から対象を中学生までに 拡大。
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	地域の社会資源を活用した子育て支援策として、継続的に実施していく。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	0	0	0	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額		0	0		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	0	0	0
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		0	0	0	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		0	0	0
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		0	0	0	

備
考
本事業については、組織改正により新たな事務事業として再編されたため、令和7年度以前の数値は未実績（空欄）となっている。

問	・浴場組合と意見交換や情報共有を行い、より広く事業を周知するとともに、ニーズに応じた事業の充実を図っていく必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も浴場組合等からの意見を聴きながら、親子がふれあい入浴をより利用しやすいようにしていく。	浴場組合の支部長や担当者と意見交換をしつつ、親子ふれあい入浴事業を運営することができた。	浴場組合等からの意見を踏まえた上で荒川区の子どもとその家族がふれあい入浴を楽しむことができるよう継続して事業を実施する。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 5 区)		未実施 17 区		不明 0 区)	
	親子ふれあい入浴の実施：江東、足立、葛飾、渋谷、目黒 子ども割引（無料）の日を実施：文京、江戸川、大田					

議 案	令和5年度決特 令和6年度予特	親子ふれあい入浴について補助対象の拡大（中学生まで） 親子ふれあい入浴事業の拡充（年12回実施）
-----	--------------------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ひろば館の運営		部課名	子ども家庭部子ども・若者課	課長名	篠原		
			担当者名	大山	内線	3861		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	管理運営費（児童事業館）						
	01-02-01	児童育成事業費						
	01-03-01	親子ふれあいひろば事業費（ひろば館）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 1	（ 1989 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区区民ひろば館条例及び同施行規則			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	・子どもが自由に来館し、利用できる「地域の遊び場」である「児童館」において、子どもに遊びを提供する各種事業を通し、子どもの心身の健康増進を図り、豊かな情操を育む。 ・子育て中の親子がいつでも気軽に交流できる場を提供し、子育ての孤立化や育児不安を防止し、地域で安心して子育てをしていくことができる環境を作る。							
対象者等	乳幼児から18歳未満まで（乳幼児の保護者含む）							
内容	地域の児童健全育成事業の拠点としての役割を担い、乳幼児・中高生の心身の発達及び子育て家庭と保護者が抱える問題の発生予防及び早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応できるような居場所の提供をしている。 児童事業のみを行うひろば館は、花の木ひろば館、熊野前ひろば館の2施設で、直営により管理・運営している。 【主な事業内容】 (1) 子育て親子の交流促進事業（親子ふれあいひろば、乳幼児タイム等） (2) 小中学生向けの児童事業（サークル活動、検定遊び等） (3) 地域連携活動（地域の子どもまつりへの参加等） なお、多世代型の施設であるふれあい館（15館）においても、ふれあい館で実施する事業と連携しながら、児童事業を実施している。							
経過	平成元年 効率的な荒川区政を進めるための懇談会答申を受け、区民ひろば構想を策定し事業開始 南千住ひろば館～ 汐入ひろば館（平成13年4月1日） 計12館 平成14年3月 新たな区民ひろばの構築に向けた最終報告書で、適正配置や館事業の統一、世代間交流の実施等、今後の館運営の方針について決定。平成16年7月、ひろば館の貸室を有料化 平成16年9月 上尾久及び町屋三丁目ひろば館閉館 平成17年4月 汐入及び東日暮里ひろば館をふれあい館化（平成19年4月は計8館） 平成20年3月 西日暮里ひろば館閉館 計7館 平成20年4月 ふれあい館整備ニュープランにおいてひろば館廃止を決定（ふれあい館化） 平成23年3月 荒川三丁目ひろば館閉館（峡田ふれあい館開設） 計6館 平成24年3月 南千住、町屋、尾久ひろば館閉館 計3館 令和4年3月 西日暮里二丁目ひろば館閉館 計2館							
必要性	異学年、他学校児童、地域の大人との交流等を体験することは、児童の健全育成にとって大変重要なことである。また、地域の身近な場で「子育て」支援事業を通して親の成長を、「子育て」支援事業を通して子の成長の支援をし、地域の子育て支援機能を充実させていくことは必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 直営で運営。ただし、清掃や各種保守等について一部委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	年間利用者数（全館）（人）	58,694	58,442	65,063	60,000	60,000	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		児童の健全な育成を図るため、継続して実施する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

①

②

③

他区の写
施状況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	青少年問題協議会運営費		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	漆原		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-09-01		青少年問題協議会運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	地方青少年問題協議会法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区青少年問題協議会条例			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	荒川区の青少年育成事業を総合的、効果的に推進するために、関係行政機関及び各団体等の連携を図る中核的機関として荒川区青少年問題協議会を設置し、その運営を行う。							
対象者等	学識経験者、関係行政機関等							
内容	1 協議会の事務 ・ 青少年育成に関する総合的な施策の樹立について、必要な事項を調査・審議する。 ・ 青少年対策育成の総合的な施策の適切な実施を期するため、関係行政機関相互の連絡調整を図る。 ・ 上記2項目に関し、関係行政機関に意見具申する。 2 委員38人（会長：区長、区議会議員5人、学識経験者20人、関係行政機関12人）、幹事10人 ・ 学識経験者の任期は2年、他の委員の任期はなく、関係行政機関の人事異動等による。							
経過	昭和25年 任意機関として発足 昭和31年 青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会法（昭和28年）に基づき荒川区青少年問題協議会条例を制定。条例により区長の附属機関化 昭和37年 調査対策専門部会の設置（昭和57年に専門部会に名称変更） 平成3年まで専門部会存続。一時休止していたが、平成19年度より必要に応じ部会を設置 平成11年 根拠法令が地方青少年問題協議会法に改正され、青少年問題協議会の設置は任意 平成28年 意識調査に関する専門部会を設置 平成30年 青少年を巡る課題について考える専門部会を設置 令和2.3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、青少年を巡る課題について考える専門部会を 書面開催 令和4年度～ 青少年問題協議会の開催							
必要性	青少年をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、要保護児童対策地域協議会、安全・安心街づくり協議会など、目的が明確で緊急の対策が必要な協議会が設立されている。青少年問題協議会も、青少年をめぐる問題の総合的な施策・方針を策定する協議会であることから、設置の必要性はある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区が事務局を務め、委員の委嘱事務をはじめとする青少年問題協議会の運営に関する事務を処理している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	協議会の開催(回)	1	0	1	1	1	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	複雑化、多様化する青少年問題に即したテーマを取り上げ、引き続き意見交換を行っていく。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用については、委員報酬にあたる給与関係費が大半を占めている。

施狀況

(実施	19	区	未実施	3	区	不明	0	区)
法令改正により青少年問題協議会の設置が任意となっている。(新宿区：平成16年度に新宿区次世代育成協議会に統合、中野区：平成20年度に協議会を終了し平成21年度から中野区次世代育成推進審議会を設置、港区：令和7年度から港区こども計画に内容を継承)								

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	青少年育成地区委員会連絡協議会補助（自然まるかじり体験塾等）		部課名	子ども家庭部子ども・若者課	課長名	篠原		
			担当者名	高橋	内線	3833		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-09-02		自然まるかじり体験塾					
	01-09-03		地区活動費補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 55	（ 1980 ）	年度	根拠	荒川区青少年育成地区委員会（連絡協議会）事業補助金交付要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	05 青少年健全育成運動への支援						
目的	青少年育成地区委員会は、地域社会の力を結集し、地域における青少年の健全育成を図ることを目的に設置されている任意団体である。また、各地区委員会が協力してその目的を達成するため、5地区合同の連絡協議会が設置されている。地区委員会及び連絡協議会が目的を達成するために、活動に要する費用について区が補助を行う。							
対象者等	青少年育成地区委員会連絡協議会 青少年育成地区委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の5地区）							
内容	○地区委員会の活動目標は①青少年の健全育成に係る団体・公的機関相互の連絡調整、②青少年の社会参加促進に係る事業の実施、③家庭教育の充実・推進、④青少年に有害な環境の浄化等である。 ・地区委員会の事業：〈健全育成〉子どもまつり、中学生の主張等、〈団体育成〉一日子ども会等、〈非行防止・環境浄化〉社明運動、環境浄化活動等、〈家庭教育〉母親教室等、〈その他〉広報誌発行 ・補助金交付額（5地区総金額）：6,597千円 ○連絡協議会は、①各地区委員会の協議・調整、②地区委員会の運営についての区との連絡・調整、③青少年の表彰等の合同事業を行っている。 ・連絡協議会の事業：青少年表彰、自然まるかじり体験塾、わがまちあんしん110番、ミニ隅田川都立高校と連携した小学生向け工作教室 等 ・連絡協議会会議（年3回）、地区委員会会長会（年3回以上）、実務担当者会議（随時）を開催 ・補助金交付額：1,415千円							
経過	昭和32年 荒川区青少年問題協議会の下に5つの地区委員会を設置 昭和37年 青少年問題協議会から独立し、現在は、各地区102～125人の委員で構成 昭和55年 事業効果の拡大と合同事業を推進するため、連絡協議会を設置 昭和62年 第1回自然まるかじり体験塾を実施 平成13年度 自然まるかじり体験塾は、荒川区青少年育成地区委員会連絡協議会主催事業（区後援事業）に変更 平成22年度 連絡協議会発足30周年を迎え、記念事業として講演会等を実施 平成23年度 名称を「対策」から「育成」に変更 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自然まるかじり体験塾を中止 令和3年度～ 自然まるかじり体験塾を日帰り事業形式にて実施 都立高校と連携した小学生向け工作教室を実施							
必要性	長年にわたり、地域で青少年を見守り育てる活動を実施してきた、荒川区の青少年育成行政を支える団体であり、補助金の支出により、その活動を支援する必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	連絡協議会主催事業参加者数(人)	491	698	706	728	748	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	青少年の健全育成を進める地域活動の要の組織体であり、今後も推進する。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、給与関係費等を除き、各地区委員会等に対する補助金である補助費等が大半を占めている。

・子ども・若者課では各地区委員会への補助金交付決定及び確定に関する事務を行っている。また、各地区委員会の事務局は地域つなぐ課（各区民事務所）等にあるため、連携を密にして事業を進めていく必要がある。

・わがまちあんしん110番事業協力者について、定期的な調査を行い、また積極的に発信や周知を行うことで、子どもたちの安全な環境づくりを整備していく必要がある。

問題点・課題の改善策

令和7年度に取り組む 具体的な改善内容				令和7年度に実施した 改善内容および評価				令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	地域での青少年健全育成に資する事業について、引き続きより多くの子どもたちが参加できるよう各地区の活動を支援する。			連絡協議会主催事業については、広報・運営等を常に見直し実施することで、多くの子どもたちに自然体験等の参加の機会を提供した。				地域での青少年健全育成に資する事業について、多くの子どもたちが参加できるよう、各地区の活動の継続を支援する。			
②	わがまちあんしん110番について、児童と保護者向けの配信などを利用して、より幅広い周知と登録依頼を促す。			わがまちあんしん110番について、他団体主催の事業で周知を行うなど、幅広い周知と登録依頼を促した。				わがまちあんしん110番について、主催事業や関係団体の活動機会等を捉えて周知を行い、制度の認知度向上と登録の促進を図る。			
③	鴨川市、大山千枚田と連携を密にとり、子どもたちへ自然体験学習の場を提供していく。			鴨川市と連携して、大山千枚田にてまるかじり体験塾を実施し、子どもたちに自然体験学習の場を提供した。				鴨川市及び大山千枚田と連携し、安全管理を徹底しながら、子どもたちに自然体験学習の機会を提供する。			
状況 (要旨)	他 区 の実 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		(0 区)			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	「あらかわの心」推進運動区民委員会への補助		部課名	子ども家庭部子ども・若者課	課長名	篠原		
			担当者名	竹村	内線	3833		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-09-06	青少年健全育成運動支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17（ 2005 ）年度	根拠	「あらかわの心」推進運動区民委員会規約					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	希薄化しつつある倫理観や正義感、思いやりや奉仕、助け合いの心の回復を図り、大人が良い手本を示す社会づくりを進めてくことができるよう、区は「あらかわの心」推進運動の普及・啓発を図るための支援を行う。							
対象者等	「あらかわの心」推進運動区民委員会及び幹事会							
内容	・「あらかわの心」推進運動は、大人の態度や行動が子どもに大きな影響を与えることを踏まえ、大人が良き手本となって、子どもたちの正義感や倫理観、思いやりの心を育み、大人も子どもも地域社会の構成員としての自覚を持ち、互いを尊重し、助け合い支え合う地域社会の実現を目指す区民運動である。 ・「あらかわの心」推進運動の事業：運動の周知（区報、ホームページ等）、区民委員会の開催（年1回）、区民委員会幹事会の開催（随時）、「あらかわの心」ニュースの発行（年2回）、各地区こどもまつりにてカルタ会の実施（随時）、カルタ大会（年1回）、新1年生にクリアファイルとリーフレットの配付（年1回）、PR寸劇の公演等（随時） ・区の支援：「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金の交付（補助金額は1,636,000円）、区民委員会構成団体への支援（消耗品の支給等）、子ども・若者課が事務局を担当							
経過	平成17年 平成18年 平成27年 令和2.3年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度～	「あらかわの心」推進運動の開始、シンボルマークの決定、出前説明会の実施 おせっかいおじさん、おばさん運動 「あらかわの心」10周年記念事業の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため出前説明会を中止し、啓発物品配布のみ実施 川の手荒川まつり（オンライン配信）で、「あらかわの心」PR寸劇を公開 「あらかわの心」PR寸劇を収録し、荒川区公式チャンネル(YouTube)に公開 カルタ大会を3年ぶりに実施 川の手荒川まつりにおける啓発（寸劇上演・PRブース）・各地区のこどもまつりにおけるカルタ会の実施、三河島ひろば館まつりにて「あらかわの心」カルタを使用したビンゴ大会の実施 等						
必要性	「あらかわの心」推進運動は、子どもたちの心の荒廃や地域の教育力の低下等の課題を踏まえ、子どもの健全育成のために、地域住民が自覚を持ち連帯し、大人から変わっていくことをめざす運動であり、その必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 主に幹事会にて啓発物品やイベントの実施方法を検討し、実践する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	広報誌の発行【区民委員会】（回）	2	2	2	2	2	「あらかわの心」ニュースの発行回数
	②	啓発事業（回）	27	27	26	26	27	カルタ大会、小学校への周知活動、PR寸劇等の開催回数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		推進運動の普及・啓発により、あらかわの心を区民へ浸透させるため、活動を支援していく必要がある。				

[illegible]

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、「あらかわの心」推進運動区民委員会に対する補助金である補助費等である。
問題点・課題	・本運動の普及啓発について工夫し、事業の拡充を支援していく。 ・広く区民全体に周知活動を行うため、広報誌の活用や啓発資材の充実等を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	広報誌を活用し、寸劇映像のDVDの貸出しや配信サイトへのアクセス等について周知し、運動の普及啓発を図る。			広報誌へ配信サイトへのアクセス等についての情報を掲載し、運動の普及啓発を図った。			広報誌でのPRのほか、事業でのチラシ掲示など、周知を充実し、本運動の普及啓発を図る。		
②	令和6年度に作成した啓発物品が好評であったので、引き続き事業周知につながる内容を検討していく。			主な啓発運動を担う幹事会において、物品選定を行い、事業で配付するなど、運動に関心をもっていただく契機として活用した。			事業への参加や本運動への関心を高めるため、啓発物品等の活用について引き続き検討する。		
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 0 区			未実施 22 区			不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	「社会を明るくする運動」推進事業		部課名	子ども家庭部子ども・若者課	課長名	篠原		
			担当者名	阿部	内線	3833		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-09-04	社明運動地区推進委員会補助						
	01-09-05	社明運動荒川区推進委員会事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	社会を明るくする運動荒川区推進委員会設置要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V	文化創造都市					
	政策	10	活力ある地域コミュニティの形成					
	施策	05	青少年健全育成運動への支援					
目的	荒川区における「社会を明るくする運動」を効果的に推進するため、各地区推進委員会が地域ごとに特色のある啓発運動が展開できるよう常設機関として統一的な連絡調整を行う。							
対象者等	区民、「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会、「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会各地区推進委員会（南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里5地区）							
内容	○「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的運動であり、令和8年度で76回目を迎える。 ○「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会（区長が委員長）では、国や都の方針を踏まえ、その年の実施要領を審議・決定する。この実施要領に基づき、区内5地区の推進委員会がそれぞれ区内各地でパレード、駅頭・街頭宣伝等を行い、啓発物品やチラシを配布するほか、地域ごとに特色のある啓発活動を実施している。 ○本運動に積極的な貢献をした民間協力者に対して感謝状を贈呈するとともに、保護司会の開催する「社明コンサート」を共催する。 ○区は、「社会を明るくする運動」荒川区推進委員会に対し、ウェットティッシュなどの啓発物品を現物給付するほか、同推進委員会の事務局として、会議や感謝状贈呈式（毎年12月）を開催する。							
経過	昭和24年	戦後の荒廃の中で、食べ物も住むところもない子どもたちの将来を心配した人たちが、保護された子どもたちのためのサマースクール開設資金づくり（銀座フェア）を行ったことをきっかけに、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちが立ち直るための理解と協力を呼びかける運動が全国的に広がる						
	昭和26年	「社会を明るくする運動」と名前を変え、全国規模の運動として発展						
	令和2.3年度	区内では、青少年育成地区委員会を中心とする「社会を明るくする運動」各地区推進委員会が、多種にわたる事業を展開						
	令和5年度～令和7年度～	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地区パレードや駅頭街頭活動は中止（令和3年度は南千住地区パレードのみ実施）						
		4年ぶりに街頭駅頭活動を再開し、各地区パレードも通常通り実施						
		強調月間におけるあらかわ遊園観覧車のライトアップを開始						
必要性	犯罪や少年非行の防止への取り組みはますます重要になっており、その一環として、社会を明るくする運動の果たす役割は大きい。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	社会を明るくする運動参加者数(人)	6,294	7,562	7,981	7,800	7,800	各地区の駅頭街頭宣伝、パレード、会議、各種集会等の参加者数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		荒川区において「社会を明るくする運動」を実施していくため、継続する。				

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	会議賄い、啓発物品、印刷	629	需用費	会議賄い、啓発物品、印刷	548	需用費	会議賄い、啓発物品、印刷	697
役務費	賞状部分筆耕料	6	役務費	賞状部分筆耕料	4	役務費	賞状部分筆耕料	8
使用料等	会場使用料	34	使用料等	会場使用料	35	委託料	懸垂幕設置	100
負担金補助等	社明運動地区推進委員会補助金	1,015	負担金補助等	社明運動地区推進委員会補助金	1,015	使用料等	会場使用料	35
						負担金補助等	社明運動地区推進委員会補助金	1,015

備考	行政費用は、給与関係費等を除き、啓発物品作成等の物件費と各地区推進委員会に対する補助金である補助費である。
問題点・課題	この運動の趣旨が、多くの一般区民に深く浸透するよう、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらうとともに、各地区推進委員会において周知及び啓発活動を推進していく必要がある。 ・本運動は、特に「再犯防止啓発月間」（毎年7月）や、こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（毎年7月）と連携を図る必要がある。引き続き啓発活動を推進するため、活動方法や周知方法について各団体・各地区推進委員会と連携し、検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、本運動がより充実したものになるよう、保護司会をはじめ、各関係団体と連携を図る。	保護司会をはじめ、関係団体と密に連携を図り、充実した運動を実施することができた。	引き続き、保護司会をはじめ、関係団体と連携を密に図り、充実した啓発活動を推進する。
②	引き続き、本運動を効果的に実施するため、関係団体や地域と情報共有を密にし、啓発運動を実施する。	区推進委員会として、各地域の連携の場を設けることで、取り組み等を共有し、次年度以降の効果的な啓発活動の実施につなげた。	各地区の実施時期や方法の工夫を共有し、区推進委員会として全体調整を図ることで、効率的かつ効果的な啓発活動につなげる。
③			
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） ※「社会を明るくする運動」については、各区の推進委員会の体制により区の関与の状況が異なる。		
議会（要旨）質問状況			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	若者支援体制の整備		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	高橋		内線	3833	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-09-08	若者支援体制整備事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	令和 4	（ 2022 ）	年度	根拠	子ども・若者育成支援推進法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	区では悩みや困難を抱える若者を支援するため、福祉・教育・雇用等、様々な分野で支援を実施しているが、若者世代は行政との接点が少なく、支援が行き届かない状況である。そうした喫緊の課題に対応し、切れ目ない支援を行うため、若者相談を実施し、関係部署と連携して、個々の相談に応じた適切な支援機関につなぎ、一人ひとりの悩みに寄り添った若者支援を推進していく。							
対象者等	概ね15歳から39歳までの若者							
内容	○若者相談 若者が切れ目なく適切な支援につながるワンストップ相談事業である。 若者から様々な相談を受け付け、課題に応じて適切な支援につなぐ。 〔相談内容〕 ・生きづらさなど自分自身のこと、就労関係、家族関係、健康関係等 〔相談員〕 ・社会福祉士等の専門資格を有する者、または若者相談支援の経験豊富な者 〔具体的支援〕 ・相談は電話またはメールで受付し、必要に応じて面接も行う。 ・相談内容に応じ、教育、福祉、医療等の適切な支援機関につなぐ。 ○関係機関とのネットワークづくり 〔荒川区若者支援連携会議〕 ・区の若者支援に関わる部署との連携強化等を目的とする実務者会議							
経過	・平成22年4月 子ども・若者育成支援推進法（子若法）施行 ・平成27年度 「子ども・若者育成支援推進大綱」（国） ・平成27年度 「東京都子供・若者計画」策定（都） ・令和2年度 子若者法に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含んだ、総合的な計画として「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」を策定 ・令和3年度 「子ども・若者育成支援推進大綱」（国） ・令和4年12月 荒川区若者相談「わっか」開設（若者に関する相談支援事業開始） ・令和5年2月 ふれあい館における出張相談を開始 ・令和5年4月 チャットによる相談を開始 ・令和6年4月 相談受付時間を見直し、相談がしやすい体制を整備 ・令和7年度 LINEアカウントを開設し、より相談がしやすい体制を整備							
必要性	悩みや困難を抱える若者を支援する必要があるが、義務教育終了後等の若者は地域や行政との接点が少なく、支援につながりにくい状況である。このため、若者にとってわかりやすく相談しやすい窓口を設置し、幅広い分野にまたがる相談を受け付け、切れ目なく支援をしていく必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 若者相談「わっか」受付件数	352	339	207	278	360	相談を受けて、適切な支援機関を紹介した件数	
	② 若者相談「わっか」から支援機関を紹介した件数	49	47	42	55	72		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		面接相談等、若者が直接相談員へ気軽に相談できる環境整備を引き続き行い、幅広い分野の相談を受け付け、切れ目ない支援に向けて重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額				4,050	36,503	32,531	33,085	33,864
決算額（8年度は見込み）				4,042	36,358	30,499	32,107	33,864
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	受付件数（総数）			25	352	339	220	360
	うち受付件数（電話、メール、LINE）			20	287	307	200	305
	うち受付件数（面接、出張）			5	65	32	20	55
	チラシ等の配布枚数			2,300	11,000	15,000	11,000	11,000

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	8,075	5,941	▲ 2,134	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	30,499	32,107	1,608		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	2,305	0	▲ 2,305		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,305	0	▲ 2,305		
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,411	1,504	93	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 37,680	▲ 39,552	▲ 1,872			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	39,985	39,552	▲ 433	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 37,680	▲ 39,552	▲ 1,872			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 37,680	▲ 39,552	▲ 1,872					

行政費用の大半は運営委託料である物件費が占めている。行政収入のうち、都支出金については事業費の内、新規・拡充に係る経費のみ補助対象であるため、令和7年度は発生していない。

問題点	・若者を取り巻く課題やニーズをとらえ、適切な支援先を紹介していく。 ・より多くの若者に相談していただくための環境づくりや、積極的な周知を行い認知度を上げる必要がある。 ・若者を切れ目なく支援するため、庁内や地域との連携を強化していく必要がある。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	相談方法の改善を図り、若者が相談しやすい環境を整備するほか、居場所事業の検討など相談事業以外の若者支援体制を整備する。	相談受付専用LINEアカウントを開設し、より若者が相談窓口を身近に感じられる、相談しやすい環境を整備した。	若者が相談しやすい環境を整備するとともに、居場所機能のあり方を含め、若者支援体制の充実を図る。
②	引き続き、公共施設だけでなく、若者が多く立ち寄る民間施設等へ広報物の設置依頼を行うことで、若者に届く周知を実施する。	民間施設等への広報物の設置を行った。また、新たにSNSを活用した周知を図り、より多くの若者の目に留まる宣伝を行った。	SNSや民間施設等を活用した周知により、悩みを抱える若者が相談窓口を認知し、必要な支援につながりやすい環境を整備する。
③	引き続き若者支援連携会議を開催し、庁内連携を図るとともに、他の会議等にも参加し、関係機関との連携を強化する。	若者支援連携会議等を通じて、事例や適切な支援機関の検討を行い、関係機関との連携の強化を図った。	若者支援連携会議を継続開催し、庁内及び地域の関係機関等との連携を強化することで、若者の状況に応じた適切な支援につなげる。

他 区 施 状	(実施 7 区			未実施 15 区			不明 0 区)		
	子ども・若者総合センター設置区								

況議 会	令和4年9月会議 令和5年2月会議	若者支援の窓口の設置について 荒川区若者相談「わっか」の現状と今後の発展について
---------	----------------------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	10-02-31		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	学童クラブ（直営分）の運営		部課名	子ども家庭部子ども・若者課		課長名	篠原	
			担当者名	大山		内線	3861	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-06-01		学童クラブ運営費（直営分）					
	01-06-02		学童クラブ安全対策事業費（直営分）					
	01-07-01		学童クラブ事務費（直営分）					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☒ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	学童クラブの運営に関する条例、学童クラブの			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	設備及び運営の基準に関する条例等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の就労等により、昼間家庭において、適切な保護を受けることができない小学校在学児童に対して、遊びと生活の場を与えることにより、健全な育成を図る。							
対象者等	保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けることができない荒川区に居住する小学校に在学する児童							
内容	・放課後に適正な遊びと生活の場を提供する。 ・日々の連絡帳のやりとりや保護者会、個人面談等を通し、保護者と連携を取りながら運営を行う。 ・放課後子ども総合プラン（連携型）を運営。連携型とは、直営学童クラブを含む学校外の学童クラブと、保護者の就労等に関係なくすべての児童登録できるにこにこすくーるが定期的に連携し、事業を実施するもの。 ※放課後子ども総合プラン（一体型）：同一の小学校内等で学童クラブ及びにこにこすくーるを実施するもの。							
経過	昭和40年度 平成19年度 平成26年9月 平成28年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	区内で初めて「七峡小学童クラブ」を開設 平成18年6月「放課後子どもプランの推進について」を受け、尾久宮前小学校で開始 同年8月厚労省、文科省による放課後子ども総合プランの決定（学童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備・運営を推進）を受け、3校で総合プランの試行実施 区内24校全ての小学校でにこにこすくーるを実施 放課後子ども総合プランを本格実施（一体型は15校、連携型は4校） 学童クラブにおける長期休業期間中の宅配弁当の提供事業を実施。 にこにこすくーるにおける長期休業期間中の朝時間・特別朝時間利用の開始。 都の基準を満たす学童クラブ（東京都認証学童クラブ）の運営を開始し開所時間を拡大。 直営以外の学童クラブ及びにこにこすくーる運営等業務を教育委員会事務局に移管し、事務事業分析シートを分割。						
必要性	保護者の就労状況等の社会状況の変化に伴い、利用者の需要は高くなっている。 家族形態の変容等により異学年や家族以外の大人と交流する機会が減少しており、多くの子どもが様々な人と交流できる環境を整える必要がある。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 学童クラブ29クラブの内、2クラブ（27クラブは委託）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	学童クラブ利用児童数 ※7年度までは直営・委託の合計	1,782	1,857	1,864	66	66	4月1日現在
	②	にこにこすくーる登録児童数	3,865	3,827	3,692	-	-	4月1日現在
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		更なる事業内容の充実を図るため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

施狀況

況（要旨）